

## きずなサロン助成金対象経費について【別表1】

1. 開催に伴う費用について  
開設費については社会福祉協議会が援助し、運営費は原則活動者が負担する。
2. 助成金額
  - (1) 開設支援費  
きずなサロンの開設にあたり必要な備品などの諸経費として、50,000 円を上限として実費を助成する。
  - (2) 初回支援費  
きずなサロン初回支度金として、10,000 円を上限として実費を助成する。  
ただし、消耗品の購入に限る。
  - (3) 継続支援費  
きずなサロンを開所から3年以上継続している団体に対し、継続にあたり必要な備品などの諸経費として1回限り、開催実績に応じて、以下の金額を上限として実費を助成する。  

開設後、初回の開催日から3年間（※1）のうち、きずなサロン開催延べ日数が
① 30～59回： <u>10,000 円</u>
② 60～119回： <u>50,000 円</u>
③ 120回以上： <u>80,000 円</u>
※1 例) 初回の開催日が平成26年6月2日であった場合、平成29年6月1日までの期間となる
  - (4) 会場支援費  
会場費の種別等については次のとおりとする。
    - ① 自宅（※2）を開放して開催する場合は、500 円/回とする。
    - ② 有料施設（※3）を使用した場合は、2,000 円/回を限度とする。但し、会場利用料が免除の場合はこの限りではない。
    - ③ 店舗及び施設等（※4）を開放して開催する場合、1,000 円/回とする。但し、貸主（提供者）が求めない場合はこの限りではない。※2 個人が所有する家屋及び店舗をさす。  
※3 イ. 賃貸契約により家賃が発生する施設など  
ロ. 会場利用料が発生する施設など  
※4 第三者が有する店舗及び施設をさす。

(5) 講師等謝礼費

研修会又は講演会など講師謝礼等の費用として、会計年度で1団体に対して12,000円を上限として実費を助成する。ただし、年度の後期に登録した団体は、6,000円を上限として実費を助成する。

(6) 通信支援費

Zoom、Webex等のソフトを使用して、ビデオ会議、オンラインミーティングの形態で、情報交換やコミュニケーションを図ったサロン開催の場合は、200円/1回(※5)とする。

※5 ポケットWIFI(無制限)1カ月6,000円を31日で割り返した金額を切り上げ。

## きずなサロン助成金交付に関する提出書類について【別表2】

きずなサロン活動の実施にあたり、杉並区社会福祉協議会きずなサロン助成金交付要綱第4条の規定により、以下の必要書類を提出する。

助成金区分	提出書類
開設支援費	きずなサロン助成金申請書（第1号様式）
初回支援費	きずなサロン事業計画書兼予算書（第2号様式）
継続支援費	購入物品見積書
	その他、会長が必要と認めるもの
会場支援費	きずなサロン助成金申請書（第1号様式）
	その他、会長が必要と認めるもの
講師等謝礼費	きずなサロン助成金申請書（第1号様式）
	その他、会長が必要と認めるもの
通信支援費	きずなサロン助成金申請書（第1号様式）
	その他、会長が必要と認めるもの